



沼田市公告第58号

公 告

下記森林について、森林経営管理法第35条第1項の規定により経営管理実施権配分計画を定めたため、同法第37条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理実施権配分計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和7年4月1日

沼田市長 星 野



記

- 1 経営管理実施権配分計画の対象森林
別紙のとおり
- 2 縦覧場所
沼田市経済部農林課
沼田市ホームページ
(<http://www.city.numata.gunma.jp/jigyosha/nourin/ringyo/1011403/1012007>)
- 3 本公告により、民間事業者に経営管理実施権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。